

全建総発第 4 号  
令和 3 年 4 月 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 奥村 太加典  
〔公印省略〕

労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」  
受講済者の優先使用について

一般社団法人全国クレーン建設業協会では、建設機械に起因する労災事故を防止するため、オペレーターに対し、「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を実施し、個々の建設現場では当該安全教育を受講したオペレーターの優先使用を推進しております。

この度、同協会より、作業現場では当該安全教育を受講したオペレーターが浸透してきていることですが、更なる建設機械に起因する労災事故の撲滅に向けて、今後も当該安全教育を受講したオペレーターを優先して使用していくよう要望がありました。

当該講習は、建設キャリアアップシステムにおいても本講習の受講が技能者情報とされ、広く認識されております。

つきましては、貴会会員の皆様に対し、周知方よろしくお願ひいたします。

以上

全ク協発第 1 号  
令和3年 4月 1日

一般社団法人全国建設業協会  
会長 奥村 太加典 殿

一般社団法人全国クレーン建設業協会  
会長 柴崎祐



### 労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士 安全衛生教育」受講済者の優先使用について

平素より、当協会に対しまして深いご理解と格別のご指導・ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭47、法57）第60条の2第1項では、事業者は、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならないとされています。

当協会会員は、大変厳しい経営状況にあっても、一貫して自社の移動式クレーンのオペレータに対して、同項に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を、本制度発足以来、定期的に受講させております。さらに、平成6年からは、クレーン安全協議会と当協会とがタイアップして、本教育内容をより充実させる等労働災害の撲滅を目指してまいりました。

当協会では、個々の建設現場での移動式クレーンのオペレータの使用にあたり、本教育受講の有無を確認し、受講済者の優先使用をお願いしてまいりました。お蔭様でオペレータからは作業現場では浸透してきているとの報告を数多く受けております。

今後、建設機械に起因する労働災害を撲滅するためには、本安全衛生教育受講済者を優先して作業現場に入れる必要があります。

建設キャリアアップシステムにおきましても、本講習の受講が技能者情報とされ、広く認識されております。

つきましては、貴団体会員に対して、同項の規定に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」受講済者の優先使用を徹底されるようご指導いただきたく、お願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、地域により講習会の延期、受講定員の縮小等を行っていますので、ご配慮方お願いいいたします。

## 労働安全衛生法 第六章 労働者の就業に当たつての措置 (第五十九条－第六十三条)

### 労働安全衛生法 目次

#### (安全衛生教育)

**第五十九条** 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

**第六十条** 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。

二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

**第六十条の二** 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るために、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

#### (就業制限)

**第六十一条** 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していかなければならない。

4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

#### (中高年齢者等についての配慮)

**第六十二条** 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

#### (国の援助)

**第六十三条** 国は、事業者が行なう安全又は衛生のための教育の効果的実施を図るため、指導員の養成及び資質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他必要な施策の充実に努めるものとする。

元 5.22	安全衛生教育指針公示	第 1 号
平 2.12.1	//	第 2 号
平 5.9.30	//	第 3 号
平 8.12.4	//	第 4 号

## 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づく危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（安全衛生教育指針第 1 号）を平成元年 5 月 22 日付け官報に公示した。

本指針は、同条第 1 項の規定により事業者が危険又は有害な業務に現に就いている者に対して行う安全衛生教育（以下「安全衛生教育」という。）に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、当該教育の内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等について定めたものである。

については、事業者又は関係事業者団体等に対して本指針の周知を図るとともに、下記に留意のうえ当該教育の推進に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1 趣旨

我が国における労働災害の動向をみると、社会経済情勢の変化、とりわけ、技術革新の急速な進展に伴い新たな型の災害が発生している例が多くみられる。これには、新たな技術等の危険性又は有害性に関する安全又は衛生の教育が徹底していないことがひとつの原因となっている。また、一方で技術革新等は、労働災害を防止するうえで有効な技術や手法を開発しつつあり、これらを積極的に活用していくことも今後ますます重要なこととなってきている。

技術革新の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化は労働者の職場における安全と健康の確保に少なからぬ影響を及ぼすものであるが、これらに適切に対応できるよう安全衛生管理体制の整備及び安全又は衛生に関する教育の充実をはじめとする事業場における安全衛生水準の向上を図る必要がある。

安全衛生教育は、事業場において危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、これらの状況に即応した労働災害の防止のための知識等を付与することにより当該事業場の安全衛生水準の向上をめざすものである。

本指針は、事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等（以下「安全衛生団体等」という。）が安全衛生教育を実施し、又はその機会を付与する場合に必要な事項を定めたものである。安全衛生教育の実施者は、本指針の趣旨を踏まえ労働災害の動向、技術革新の進展等に対応できるよう適切かつ有効な教育の実施に努めなければならない。

#### 2 教育の対象者、種類

##### (1) 対象者

指針の II、1、(3)の「(1)又は(2)に準ずる危険有害な業務に従事する者」は、(1)又は(2)以外の危険有害な業務であって現に存するもの又は技術革新の進展等に伴って新たに生ずるものうち、労働災害の発生状況等を勘案して安全衛生教育の必要性が(1)又は(2)の業務と同等の業務（具体的にはタイヤ空気充填業務等）の従事者をいうものであること。

##### (2) 種類

イ 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育は、基本的には技術革新の進展等に対応して労働災害の防止に関して新たに付与すべき知識等が生じた場合に実施するものである。この場合の実施時期については、本来、事業者の判断に基づくものであるが、その確実な実施を

確保する観点から、次の[1]及び[2]により実施時期をある程度特定し実施することとしたものであること。

なお、これら以外の場合においても、事業者は必要に応じ、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、安全衛生教育を実施することが望ましいこと。

#### [1] 当該業務に関する技術革新の進展等に応じて一定期間ごとに実施する定期教育

この「一定期間」については、最近の技術革新の進展等を勘案して当面5年とし、指針に示したカリキュラム（以下「学科教育」という。）により実施すること。

#### [2] 当該業務従業者の取り扱う機械設備等が新たなものに変わった場合等に実施する随時教育

この「場合等」には、取り扱う機械設備等の操作方法及び作業方法が大幅に変わった場合並びに操作方法の誤りに起因して労働災害を発生させた場合が含まれること。操作方法の変更等があった時には学科教育に加え、運転操作方法及び点検整備等の実技に関する事項（以下「実技教育」という。）により実施すること。なお、随時教育を実施した場合には、定期教育を実施したものとみなして取り扱うものとすること。

- 資格等の取得後概ね3年を超えて初めて当該業務に就く者、概ね5年を超えて当該業務から離れ、再び当該業務に就く者に対しても随時教育に準じた教育を実施することが望ましいこと。

### 3 安全衛生教育の内容、時間、方法及び講師

安全衛生教育の内容、時間、方法及び講師については、教育の対象者ごとに別途示すこととするが、指針の基本的な考え方は次のとおりであること。

#### (1) 内容

- イ 学科教育の内容は、危険又は有害な業務の種類に応じ異なるが、基本的には、最近の機械設備・作業の特徴、作業の安全化又は作業環境・作業方法の改善及び健康管理、機械設備の取扱いと点検及び災害事例とその防止対策とした。なかでも、災害事例とその防止対策を重点と考えていること。
- ロ 取り扱う機械設備が新たなものに変わった場合には、学科教育に加え、実技教育を実施することとしたところであるが、この実技教育については労働災害の発生状況、技術革新の進展等を勘案して必要に応じ実施すべきものであること。

#### (2) 時間

学科教育の時間は、広く教育の機会を付与することと、教育の効果等を勘案して、1日程度としたこと。

#### (3) 方法

学科教育の方法としては、例えば最近の機械設備の特徴及びその取扱いと点検並びに作業の特徴に関する教育内容については、ビデオ、OHP等を用いた視聴覚教育、災害事例とその防止対策に関する教育内容については、シートを用いた事例研究等があること。

また、教材については、原則として教育内容の全般にわたるテキストを用いることとするが、上述の教育方法に応じた各種適切な補助教材（シート、ビデオ、スライド等）を併用することが効果的であること。

#### (4) 講師

安全衛生教育の適切な実施には、講師が特に重要な位置を占めており、その人材の養成と確保が必要である。

このため、安全衛生教育を実施する安全衛生団体等は、原則として研修等の実施により人材の養成を図り、特に地域に配慮した人材の確保に努める必要があること。

事業者自らが行う教育の講師についても、同研修等の修了者を活用することが望ましいこと。

なお、「教育技法についての知識及び経験」とは、具体的には、教育の対象者、教育の内容等に応じた教育方法の選択、教材の作成又は選定、講師間の調整等教育実施前の準備、教育の実施並びに教